

平成30年度

熊本県歳入歳出決算審査意見書



# 平成 30 年度 熊本県歳入歳出決算審査意見書

## 第 1 審査の対象

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された次の会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査した。

平成 30 年度一般会計

平成 30 年度特別会計

熊本県中小企業振興資金特別会計

熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計

熊本県収入証紙特別会計

熊本県立高等学校実習資金特別会計

熊本県港湾整備事業特別会計

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計

熊本県用地先行取得事業特別会計

熊本県育英資金等貸与特別会計

熊本県林業改善資金特別会計

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計

熊本県流域下水道事業特別会計

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

熊本県公債管理特別会計

熊本県国民健康保険事業特別会計

## 第 2 審査の方法

審査に当たっては、次の諸点に主眼を置き、照合審査を行った。

- 1 決算の計数は、関係諸帳票及び証拠書類と符合し正確であるか。
- 2 予算は、その趣旨に沿って適正で効率的・効果的に執行されているか。
- 3 会計経理事務は、関係法規に準拠し適正に処理されているか。
- 4 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

なお、審査の過程においては、関係部局に必要な資料及び説明を求め、定期監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて慎重に審査した。

## 第 3 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査の対象とした平成 30 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、関係諸帳票及び証拠書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認した。

また、財務に関する事務の執行においては、一部において改善又は留意を要する事項が見受けられたが、預け金、差し替え等の裏金や私的流用につながるおそれのある不適正な経理処理の事例は認められず、全体として予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効

率的・効果的に処理されていると認められた。

## 2 審査の意見

### (1) 財政状況等について

平成30年度の一般会計歳入総額は、9,348億円余で対前年度495億円余の減少、歳出総額は9,109億円余で対前年度443億円余の減少となった。この結果、実質収支額は対前年度44億円余減少し、122億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、1,320億円余で対前年度1,125億円余の減少となっている。

また、平成30年度の特別会計歳入総額は、3,541億円余で対前年度1,836億円余の増加、歳出総額は3,437億円余で対前年度1,809億円余の増加となった。この結果、実質収支額は対前年度26億円余増加し、101億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、12億円余で対前年度3億円余の増加となっている。

なお、熊本地震からの復旧・復興に伴い過去最大の決算規模となった平成28年度と比較して、決算額は2年連続で減少しているものの、引き続き大規模なものとなっている。

#### 【 決算規模及び収支の状況 】

一般会計		(単位:百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
歳入総額A	934,839	984,418	△ 49,578	△ 5.0
歳出総額B	910,931	955,319	△ 44,388	△ 4.6
歳入歳出差引額C(A-B)	23,908	29,098	△ 5,190	△ 17.8
翌年度へ繰り越すべき財源D	11,637	12,405	△ 767	△ 6.2
実質収支額E(C-D)	12,270	16,693	△ 4,422	△ 26.5

#### 【 決算規模及び収支の状況 】

特別会計		(単位:百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
歳入総額A	354,156	170,553	183,603	107.7
歳出総額B	343,730	162,800	180,930	111.1
歳入歳出差引額C(A-B)	10,425	7,752	2,672	34.5
翌年度へ繰り越すべき財源D	256	206	50	24.3
実質収支額E(C-D)	10,169	7,546	2,622	34.8

#### 【 翌年度繰越額 】

		(単位:百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
一般会計	132,053	244,566	△ 112,513	△ 46.0
特別会計	1,243	876	367	41.9

主な財政指標等について普通会計ベースの決算状況を見ると、実質単年度収支は57億円余減少し、財政の弾力性を示す経常収支比率は93.6%と対前年度0.5ポイント硬直化が進み、財政調整用4基金の残高は総額401億円余と対前年度16億円余の積み増しとなっている。

財政の将来負担の面では、財政健全化判断比率とされている「実質公債費比率」は9.4%と、これまでの財政健全化への取組や県債残高の減少に伴う元利償還金の減少等により対前年度から1.0ポイント改善している一方、「将来負担比率」は194.9%と、対前年度から9.9ポイント悪化し、2年連続で上昇している。

今後の景気動向や地方財政を巡る状況の変化等に適確に対応できるよう、国への財政

支援を継続的に働きかけるとともに、引き続き行財政改革の取組を推進し、財源の確保を図っていく必要がある。

【 主な財政指標等 】

(単位:百万円(単位未満切捨)、%、ポイント)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減(前年度比)
実質単年度収支	3,154	3,239	△ 2,474	△ 5,713
財政調整用4基金残高	38,669	38,559	40,164	1,605
経常収支比率	95.1	93.1	93.6	0.5
実質公債費比率	11.3	10.4	9.4	△ 1.0
将来負担比率	175.2	185.0	194.9	9.9

(2) 未収金の状況について

一般会計及び特別会計を合わせた未収金(収入未済額)は、58億4,704万円余で、前年度と比較して1億1,856万円余(2.0%)減少している。このうち県税収入は19億9,860万円余、県税以外の収入で38億4,844万円余となっている。

【 一般会計及び特別会計に係る収入未済額の状況 】

(単位:円、%)

区分	一般会計・特別会計 収入未済額		対前年度増減	
	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
県 税	1,998,600,534	2,123,581,953	△ 124,981,419	△ 5.9
(うち個人県民税)	1,606,553,963	1,672,934,939	△ 66,380,976	△ 4.0
分担金及び負担金	133,617,921	130,323,017	3,294,904	2.5
使用料及び手数料	9,651,046	12,932,465	△ 3,281,419	△ 25.4
財 産 収 入	100	0	100	皆増
諸 収 入	3,702,970,250	3,696,564,163	6,406,087	0.2
(うち貸付金元利収入)	3,004,848,129	3,028,150,836	△ 23,302,707	△ 0.8
国 庫 支 出 金	2,206,000	2,206,000	0	0.0
税 外 収 入 計	3,848,445,317	3,842,025,645	6,419,672	0.2
合 計	5,847,045,851	5,965,607,598	△ 118,561,747	△ 2.0

ア 県税の未収金について

県税の未収金については、前年度と比較して1億2,498万円余(5.9%)減少している。

特に個人県民税の未収金については、市町村との共同催告や併任徴収、市町村からの徴取引継等のこれまでの取組の結果、対前年度6,638万円余の減少と8年連続で減少している。

イ 県税以外の未収金について

県税以外では、諸収入の未収金が37億297万円余と最も多く、そのうち、中小企業振興資金等の貸付金元利収入の未収金が30億484万円余と、諸収入に係る未収金全体の81.1%を占めている。

県税と同様、県税以外の未収金についても、解消に向けた着実な取組が行われているものの、前年度から増加しているもの(児童保護費負担金返還金、育英資金等貸付

金償還金等)や、新たに発生した未収金(放置船処分代執行費、恩給(扶助料)過払金等)があり、全体で対前年度比 641 万円余(0.2%)増加している。

今後とも、歳入の確保及び負担の公平・公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図っていくとともに、新規未収金の発生を未然に防止する対策を講じていく必要がある。

### (3) 財務事務の執行状況について

#### ① 定期監査の結果

平成 30 年度は、年間を通じ、本庁及び地方支出機関全 254 機関について、1 次から 4 次にわたり定期監査を実施した。この結果、財務事務の執行については、全体としておおむね適正に処理されていたが、一部に改善又は留意を要する事項や課題が見受けられた。事項別の課題件数は、次表のとおりである(行政に関する課題を含む)。

【平成 30 年度に実施した定期監査結果 事項別課題件数】

	行政	収入	支出	物品	財産	合計
指摘	4	3	15	4	0	26
注意	54	32	119	29	8	242
留意	63	30	83	43	8	227
意見	1	0	0	0	0	1
合計	122	65	217	76	16	496

#### ② 財務事務の執行における主な課題

財務事務の執行における主な課題として、以下に掲げるような事例が見受けられた。

いずれも、契約等に係る財務事務の基本的な理解が不十分なことや他の業務に追われて事務がおろそかになることに加えて、組織全体に余裕がないことから職員が孤立化するとともに、組織的なチェック機能が働かないことが原因と思われる。

職員の負担軽減を図るとともに、人為的なミスによるリスクを低減するためには、効果的な職員研修をさらに充実するとともに、組織内での相互確認の更なる徹底を図るため、管理監督者や本庁担当課による支援体制の強化を図るなど、適正な財務事務の執行を支える体制の強化に努める必要がある。

また、一方で、社会経済状況の変化に対応した会計規則等の見直しや定形的な業務については思い切った ICT 化や RPA\*の導入などによる事務の正確性の確保及び効率化の推進を図る必要がある。

\*RPA とは「Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、デスクワークの主に定型的な作業を、ルールエンジンや AI (人工知能)などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念。

## ア 収入事務について

### (ア) 調定事務に関する事例

- 河川敷占用料等について、納期限が4月30日であるにもかかわらず、その日までに納入通知書を送付していないものがある。さらに、その後未納付の際に発行すべき督促状を送付していなかったことから未収金が発生している。

納期限後の納入通知書の送付については、毎年度当初の時期に他の業務に追われこれまでも常習化しており、督促状の未送付については、業務未経験のための知識不足によるものである。適正に進行管理が行われていれば避けられた誤りである。

### (イ) その他の収入事務に関する事例

- 一般海域内の浮棧橋の使用に当たり、4月1日付けで更新許可をすべきところ、使用者から申請が6月に提出されたため、7月から新規許可として取り扱った結果、4月から6月までの3か月間の使用料が徴収されていない。
- 港湾占用料の算定に当たり、消費税が非課税であるにもかかわらず誤って消費税相当額を徴収したことから過徴収となっているものが多数ある。
- 体育施設使用料の算定に当たり、消費税込の金額にさらに消費税分を加算したことから徴収額が過大になっている。

浮棧橋の使用許可については、更新許可すべきところ新規として許可した手続の誤りによるものであり、港湾占用料の算定誤りについては、本課から出先機関への消費税の取扱いについての周知や担当者間での引継ぎが不十分だったことによるものである。また、体育施設使用料の算定誤りについては、担当者が関係規定等を熟知していなかったことによるものである。

## イ 支出事務について

### (ア) 支払に関する事例

- 統計調査に係る返信封筒用の切手を職員が自費で購入（立替払）しているものがある。
- 外部講師に対して支払うべき旅費について、支払っていないものがある。
- 児童扶養手当を支給していないものがある。
- 電話料金の支払が遅れたため、遅延利息が発生したものがある。

自費による切手の購入は、経理部署からの切手払出しに要する時間を待てず自己判断で行ったことによるものであり、旅費の支給漏れについては、支払根拠の認識不足によるものである。また、児童扶養手当の支給漏れについては、データ入力の際の誤り及びチェック漏れによるものであり、遅延利息の発生は、事務担当者が処理を失念したことによるものである。

#### (イ) 契約に関する事例

- 複数年度にわたる施設の改修工事に伴う業務委託契約について、増額の変更契約を行う際に必要な債務負担行為の設定が行われていない。
- 執務室の配線工事において、支出負担行為書の作成及び契約手続を行わないまま業者に発注し、さらに工事完了後の請求書を放置していたため、支払が遅れ遅延利息が発生しているものがある。

増額分の債務負担行為の設定漏れについては、担当者及び予算主管課とも予算制度についての知識が不十分であったことによるものであり、契約手続がなされなかったものについては、口頭での依頼のみで文書による契約手続及び支払を失念していたことによるものである。

#### (ウ) その他支出事務に関する事例

- 公共工事に伴う用地補償について、必要な予算を確保しないまま契約を調印し所有権移転登記手続を行ったことから、登記完了後に土地代金等を支払うことができず、予算の確保ができてから約半年契約手続を遡っているものがある。
- 公共工事に係る補償契約の締結前に工事施行手続に着手したものがある。

用地補償に伴う所有権移転登記については、担当者の予算及び契約事務の認識不足及び組織的な進行管理の不徹底によるものであり、補償契約締結前の工事施行手続の着手については、関係者が制度の内容等を熟知していなかったことによるものである。

### ウ 物品の管理事務について

- 取得価格が100万円以上のボイラー等の重要備品について、所定の手続を経ずに処分したものがある。
- 一般備品（取得価格3万円以上）の所在が不明なものがある。

いずれも、備品の管理体制が不十分であったこと及び備品の取扱いに関する知識が不十分であったことによるものである。

### エ 工事の施工管理について

- 工事発注後に幾度も設計変更が繰り返され、結果的に大幅な工期延長及び設計金額の大幅増となったものがある。
- 揚水ポンプの据え付けについて、仕様書に定める据付後の試験及び総合試運転が工期内に完了しておらず、履行確認が不十分なまま工事請負費の全額が支払われている。

度重なる設計変更については、土質調査等の事前調査や工法の検討不足によるものであり、工期内の不十分な履行確認については、担当者の認識不足によるものである。

#### (4) 熊本地震からの復旧・復興及びその後の取組について

##### ① 「熊本復旧・復興4カ年戦略」の着実な推進及び財源の確保について

本県では、これまで、「熊本復旧・復興4カ年戦略」に基づく復旧・復興プラン重点10項目を中心として創造的復興に取り組み、インフラの復旧や地域産業の再建等が着実に進展している。令和元年度は戦略期間の総仕上げの年度でもあり、創造的復興を最大限に実現されたい。

熊本地震で被災された方の住まいの再建や重要インフラの復旧などについては、戦略の計画期間後においても着実に実施していく必要がある。国においては、経済財政運営と改革の基本方針2019で「住まいの確保等に取り組むとともに、まちづくりや道路、鉄道、熊本城の復旧を進めるなど、引き続き、被災者に寄り添ったきめ細かな支援等を実施する」と本県への支援を明確にしている。このことも踏まえ、引き続き国に対して、本県の財政負担の最小化のための財政支援の継続を要望していかなければならない。

また、平成31年度の地方財政計画では、一般財源ベースで平成30年度を上回る額が確保された一方で、本県においては、今後社会保障関係経費の自然増加や地震関連の公債費償還の本格化等により、令和2年度以降の財源不足が見込まれている。人口減少・高齢化の下での新たな行政課題に的確に対応していくためにも、安定的な財源確保や効率的な予算執行に努めるとともに、より一層行財政改革の取組を推進されたい。

##### ② 適正な財務執行のための体制強化に向けての定員管理及び組織体制の整備について

職員の定員管理については、熊本地震発生により増大する震災関連業務に対応するため、震災からの復旧・復興に必要なマンパワーの確保とともに、国際スポーツ大会への準備などに必要な体制の整備を中心に進められてきた。

そうした中、財務会計事務については、担当者の知識不足による事務処理の誤りや単純ミスが発生が目立ってきており、それらを防止するための組織的なチェック体制も機能していないなど、とりわけ政策推進を下支えする総務経理部門の弱体化が懸念される。

今後のベテラン職員の退職に伴う中堅人材の育成、管理監督職員への研修や効率的な業務システムの構築などにより、公務の適正かつ効率的な推進を図ることが重要である。

##### ③ 職員の健康管理体制の強化及び快適な職場環境の整備・推進について

職員の時間外勤務時間数については、熊本地震発生後大幅に増加しその後減少したものの地震発生前の状況に比べて依然として多い状況にある。また、恒常的に時間外勤務が多い所属や職員による偏りが著しい所属も見受けられ、メンタル不調職員等も年々増加するなど、職員の健康状態の悪化が懸念される。

しかし、職員の健康支援に対する体制や対策は十分とはいえない状況にあり、精神科産業医による所属への支援や職場巡視、本庁及び出先機関での衛生委員会の開催やより効果的な対策の推進など、職員の健康状態の変化や職場環境の実情等に的確に対応できる支援体制をさらに充実させる必要がある。

今後とも、国の働き方改革を契機とした長時間勤務の是正等による職員のワーク・ラ

イフ・バランスの確保、勤務環境の整備を進め、県民サービスの質の維持・向上を図るよう努めていただきたい。

#### **(5) 内部統制制度の整備及び運用に係る取組について**

適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図る内部統制制度については、令和2年4月1日の施行を控え、これまでワーキンググループでの検討など着実に準備が進められている。

内部統制制度の設計に際しては、事務の適正な執行を確保するという目的と制度導入に伴う職員の負担増とのバランスも考慮しながら、県民生活への影響度や近年の不祥事例等、重要性の高いリスクから優先的に取り組んでいく必要がある。

なお、本県では、会計事務をはじめ情報や文書事務など既に機能している内部統制システムも存在することから、それらの統制を改めて可視化し、今回の内部統制制度に置き換える工夫も必要である。

また、内部統制制度の運用に当たっては、従来の取組に加え、業務の見える化や標準化、働き方改革に対応した業務のコンパクト化を図ることで、県庁全体の公務能率を高め、より適正な事務を滞りなく執行できる組織への変革も視野に入れながら、県民に信頼される行政運営の確立を図ることが重要である。